



# 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定

## 1. RCEPの概要

- 2012年11月に交渉が開始されたRCEP協定が、2020年11月15日、第4回RCEP首脳会議の機会に署名された。本協定は、**世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割、日本の貿易総額のうち約5割**を占める地域の経済連携協定(東アジアを中心とする地域的な包括的経済連携)。
- 参加国は**ASEAN 10**か国(ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)、日本、中国、韓国、豪州及びニュージーランド(※インドは不参加。将来的な加入を期待)。
- 地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向けて、市場アクセスを改善し、発展段階や制度の異なる多様な国々の間で**知的財産、電子商取引等の幅広い分野のルールを整備**。

## 2. 知的財産に関する主な内容

### <特許分野>

- ・特許出願日(優先日)の**18ヵ月後に速やかに公開**することが規定。
- ・特許出願・登録をWIPOの分類システムに基づいて処理するための努力義務が規定。

### <意匠分野>

- ・物品を構成する各部分についても、出願・登録することができる制度(**部分意匠**)を導入する根拠が規定。
- ・意匠出願・登録をWIPOの分類システムに基づいて処理するための努力義務が規定。

### <商標分野>

- ・**周知商標の保護、悪意の商標出願の拒絶・取消の権限**、職権による輸入差止め手続の確保に関する**義務規定**。
- ・出願を電子的な方法で受付・処理するシステムと大衆が出願・登録情報を検索・活用できるDBを構築する義務が規定。
- ・商標出願・登録をWIPOの分類システムに基づいて処理するように義務が規定。

### <その他>

- ・著作権及び関連する権利、地理的表示等を対象に、知的財産権の取得や行使について規定。
- ・他人の商標と同一・類似のドメインを第三者が先取りした場合、それに対する適切な救済手段を設ける義務等が規定。



- 人口22.7億人
  - GDP25.8兆米ドル
  - 貿易総額(輸出)5.5兆米ドル
- (世界全体の約3割)**

(※いずれも2019年、出典:外務省資料より作成)

